

日光市立小中学校の適正配置に 向けた基本的な考え方

平成28年6月

令和4年11月改定

日光市教育委員会

目 次

はじめに	1
1 小中学校の現状	2
(1) 学校数、学校規模と児童生徒数の推移	2
(2) 学校施設の現状	4
2 適正配置の基本的な考え方	6
(1) 教育的な観点	6
(2) 地域コミュニティの核としての性格への配慮	6
(3) 小中一貫教育	6
3 適正配置検討基準	8
(1) 学習環境	8
(2) 通学環境	8
4 適正配置推進方策	9
(1) 学校の統合	9
(2) 通学区域の見直し	9
(3) 学校の分割	9
(4) 分校の設置	9
5 別途必要となる検討事項	9

はじめに

教育委員会では、学識経験者や学校関係者などで組織する「日光市立小中学校あり方検討委員会」により平成27年に適正配置の指針として「日光市立小中学校のあり方報告書」の提出を受けました。これを踏まえ、児童生徒数の減少による学校の小規模化が進行する中、子どもたちにより良い教育環境を提供できるよう、平成28年10月に「日光市立小中学校の適正配置に向けた基本的な考え方」を策定しました。

この基本的な考え方では、過小規模校の解消を目指し、小中学校の適正配置についての合意形成を図るため、「地元検討会」を設置し、2年程度の協議を経て、合意形成が得られた場合、適正配置を推進することとし、これまで5中学校区で実施しました。

しかし、この基本的な考え方の策定から6年が経過し、市内小中学校の教育環境を取り巻く状況が大きく変化する中、この中で今後10年間において優先度が高いと示された、6中学校区以外のケースへの対応や、地元検討会における合意形成までの協議過程において、教育的な観点による協議を進めることが難しい状況にありました。

このため、教育委員会では、これまでの基本的な考え方の方向性を踏襲しつつ、文部科学省が作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年1月27日）」を参考に、学校の実態（現状）や児童・生徒数の推移を改めて精査するなど行い、今回「基本的な考え方（改定版）」を策定しました。

教育委員会では、この「基本的な考え方（改定版）」に基づき、最適な学校教育のあり方や学校規模を主体的に検討し、小中学校の適正配置を推進していきます。

1 小中学校の現状

(1) 学校数、学校規模と児童生徒数の推移

① 現在の学校数

当市の学校数は、小学校23校、中学校15校の計38校であり、そのうち中宮祠、小来川、三依、栗山、湯西川、足尾の各小・中学校が小中併設校です。

② 学校規模(学級数)

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)では、小中学校ともに標準学級数は12学級以上18学級以下とされていますが、当市における令和4年5月1日現在の学校規模は、標準学級数より少ない学級数の学校が多いのが現状です。

「表1 日光市立小中学校の学校規模一覧(令和4年5月1日現在)」

区分	学級数	学校名
小学校 (全23校)	1～5学級(過小規模校)	落合西小学校(5)、轟小学校(5)、清滝小学校(3)、中宮祠小学校(3)、小来川小学校(3)、安良沢小学校(4)、三依小学校(2)、栗山小学校(0)、湯西川小学校(2)、足尾小学校(3) (計10校)
	6～11学級(小規模校)	今市第二小学校(9)、落合東小学校(6)、大桑小学校(6)、大沢小学校(6)、猪倉小学校(6)、小林小学校(6)、日光小学校(9)、鬼怒川小学校(6)、下原小学校(6) (計9校)
	12～18学級(適正規模校)	今市小学校(12)、今市第三小学校(18)、南原小学校(14)、大室小学校(12) (計4校)
	19学級以上(大規模校)	該当校なし
中学校 (全15校)	1～2学級(過小規模校)	三依中学校(2)、栗山中学校(1) (計2校)
	3～11学級(小規模校)	東原中学校(6)、落合中学校(6)、豊岡中学校(6)、小林中学校(3)、日光中学校(3)、中宮祠中学校(3)、東中学校(6)、小来川中学校(3)、藤原中学校(4)、湯西川中学校(3)、足尾中学校(3) (計11校)
	12～18学級(適正規模校)	今市中学校(16)、大沢中学校(12) (計2校)
	19学級以上(大規模校)	該当校なし

※学級数には、特別支援学級は含まない。

※学校名の後に示す()は、普通学級の数。

(参考)学校教育法施行規則第41条、第79条

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条

③ 児童生徒数の推移

当市における令和4年度(5月1日現在)の児童生徒数は4,793人で、平成18年度と比べて3,161人減少しています。また、令和10年度の児童生徒数は3,742人と推計しており、平成18年度と比較すると4,212人減少することになります。

「表2 日光市における児童生徒数の推移」

年度	小学生人数	中学生人数	小中学生人数	18年度比
平成18年度(5月1日現在)	5,101人	2,853人	7,954人	—
平成28年度(5月1日現在)	3,684人	2,035人	5,719人	-2,235人
令和4年度(5月1日現在)	3,046人	1,747人	4,793人	-3,161人
令和10年度(見込み)	2,418人	1,324人	3,742人	-4,212人

「表3 日光市立小中学校児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)」

No.	学校名	H18	H23	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	備考
1	今市小	356	258	208	209	221	233	247	243	254	
2	今市第二小	384	333	291	278	274	256	245	250	245	
3	今市第三小	658	599	580	535	547	539	522	528	507	
4	南原小	503	426	405	409	400	374	371	387	386	
5	落合東小	280	228	199	202	196	175	163	156	156	
6	落合西小	117	109	88	85	84	73	65	62	72	
7	大桑小	191	184	200	193	162	160	150	133	143	
8	轟小	73	67	66	57	61	60	48	47	45	
9	小百小	35	22	19	18	17	21	17	17		令和4年4月大桑小と統合
10	大沢小	267	290	242	217	215	186	186	177	178	
11	大室小	488	401	339	356	351	354	336	326	313	
12	猪倉小	200	158	148	150	134	139	131	129	120	
13	小林小	153	126	116	111	111	112	106	102	86	
14	日光小	275	275	231	227	222	215	238	225	211	
15	清滝小	109	74	50	51	42	45	34	27	21	
16	野口小	95	60	37	29	25	21				令和2年4月日光小と統合
17	中宮祠小(併設)	33	19	12	14	14	13	12	8	12	
18	所野小	96	81	50	42	33	25				令和2年4月日光小と統合
19	小来川小(併設)	46	31	13	8	11	11	13	8	12	
20	安良沢小	100	63	50	46	47	53	54	46	36	
21	鬼怒川小	184	155	94	90	91	92	90	79	73	
22	下原小	249	213	171	180	168	163	152	153	146	
23	川治小(併設)	15									平成22年4月鬼怒川小と統合
24	三依小	27	9	5	5	4	5	5	5	3	平成26年4月三依中と併設
25	栗山小	41	19	13	6	4	4	2	1	0	平成29年4月栗山中と併設
26	湯西川小(併設)	34	23	15	15	15	12	10	7	5	
27	川俣小(併設)	6									平成22年4月栗山小と統合
28	足尾小	86	69	42	36	36	35	33	23	22	令和4年4月足尾中と併設
小学校児童数 計	5,101	4,292	3,684	3,569	3,485	3,376	3,230	3,139	3,046		
1	今市中	720	737	589	552	496	494	472	509	509	
2	東原中	230	182	173	177	187	185	190	194	209	
3	落合中	301	204	200	160	160	162	164	163	138	
4	豊岡中	214	186	138	148	172	150	150	136	144	
5	大沢中	482	416	393	386	389	395	381	358	342	
6	小林中	85	63	46	47	39	42	43	42	46	
7	日光中	122	103	44	42	32	26	29	40	46	
8	中宮祠中(併設)	16	11	4	3	6	4	6	5	6	
9	東中	273	234	217	202	190	184	171	162	155	
10	小来川中(併設)	29	28	15	14	11	7	2	11	10	
11	藤原中	237	192	168	143	117	119	113	118	112	
12	川治中(併設)	19									平成22年4月藤原中と統合
13	三依中	10	13	4	4	4	2	2	1	4	平成26年4月三依小と併設
14	栗山中	35	19	7	9	8	7	4	2	2	平成29年4月栗山小と併設
15	湯西川中(併設)	17	13	9	6	7	10	11	11	7	
16	川俣中(併設)	11									平成22年4月栗山中と統合
17	足尾中	52	24	28	25	27	23	21	18	17	令和4年4月足尾小と併設
中学校生徒数 計	2,853	2,425	2,035	1,918	1,845	1,810	1,759	1,770	1,747		
児童生徒数 計	7,954	6,717	5,719	5,487	5,330	5,186	4,989	4,909	4,793		

(2) 学校施設の現状

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であり、災害発生時には避難場所としての役割を果たすことから、安全な環境の確保が必要不可欠です。

当市においては、平成27年8月までに全ての学校施設の耐震化は完了しました。しかし、小中学校32校(注)中28校の校舎(普通教室棟)が、築後20年以上経過しており、今後、本格的な大規模改修や建替などを行う必要があります。

(注)小中学校計38校のうち6校が併設校のため、校舎は32となる。

「表4 小学校・中学校における建物状況一覧(令和2年3月現在)」

地域	学校名	建物名	建物の状況					耐震安全性			劣化状況
			構造	延床面積(m ²)	階数	建築年度	築年数	基準	診断	補強	
今市	今市小学校	普通・特別教室及び管理棟	RC	2,880	3	1975	45	旧	済	済	45
		普通・特別教室及び給食棟	RC	2,535	3	1975	45	旧	済	済	45
		特別教室棟	RC	1,169	2	1975	45	旧	済	不要	45
		体育館	S	985	1	1977	43	旧	済	済	45
		講堂	W	520	1	1928	92	旧	-	-	21
	今市第二小学校	普通・特別教室及び管理棟	RC	4,202	3	1991	29	新	-	-	72
		体育館	RC	1,099	1	1992	28	新	-	-	75
	今市第三小学校	普通・特別教室及び管理棟(給食室)	RC	3,761	3	1971	49	旧	済	不要	43
		普通・特別教室棟	RC	1,466	3	1981	39	旧	済	不要	82
		普通教室棟	RC	1,237	2	1973	47	旧	済	済	43
		体育館	S	1,335	1	2013	7	新	-	-	100
	南原小学校	普通・特別教室及び管理・給食棟	RC	3,805	3	1986	34	新	-	-	62
		普通教室棟	RC	1,094	2	1996	24	新	-	-	75
		体育館	RC	1,092	2	1987	33	新	-	-	72
	落合東小学校	普通・特別教室及び管理・給食棟	RC	3,785	3	1986	34	新	-	-	62
		体育館	RC	880	2	1987	33	新	-	-	62
	落合西小学校	特別教室及び管理棟	RC	1,772	3	1985	35	新	-	-	62
		普通教室及び給食棟	RC	1,720	3	1985	35	新	-	-	38
		体育館	S	650	1	1986	34	新	-	-	75
	大桑小学校	普通・特別教室及び管理・給食棟	RC	3,140	3	1978	42	旧	済	済	58
		体育館	S	573	1	1980	40	旧	済	済	67
	轟小学校	普通・特別教室及び給食棟	W	992	1	1988	32	新	-	-	75
		特別教室及び管理棟	RC	979	2	1988	32	新	-	-	77
		体育館	RC	719	1	1989	31	新	-	-	65
		普通教室棟	W	450	1	1988	32	新	-	-	75
	大沢小学校	普通・特別教室及び管理・給食棟	RC	3,480	4	1982	38	新	-	-	63
		体育館	S	650	1	1984	36	新	-	-	63
	大室小学校	普通教室及び管理棟	RC	1,525	2	1979	41	旧	済	不要	33
		普通教室棟	RC	309	1	1979	41	旧	済	不要	37
		普通教室及び給食棟	RC	1,302	2	1994	26	新	-	-	51
		普通・特別教室棟	RC	1,180	2	1978	42	旧	済	済	37
		体育館	S	1,248	1	2011	9	新	-	-	100
	猪倉小学校	普通教室及び管理棟	RC	1,957	2	1989	31	新	-	-	59
特別教室及び給食棟		RC	1,064	2	1989	31	新	-	-	62	
体育館		RC	989	1	1994	26	新	-	-	72	
小林小学校	普通・特別教室及び管理棟	RC	3,037	3	1981	39	新	-	-	53	
	体育館	S	602	1	1983	37	新	-	-	59	
	特別教室及び給食棟	RC	389	2	1982	38	新	-	-	75	
今市中学校	普通教室及び管理・給食棟	RC	5,124	3	1985	35	新	-	-	62	
	特別教室棟	RC	3,021	3	1985	35	新	-	-	62	
	体育館	RC	1,300	2	1986	34	新	-	-	69	
	武道場	S	1,828	2	2012	8	新	-	-	100	
東原中学校	普通・特別教室及び管理棟	RC	3,406	4	1983	37	新	-	-	62	
	体育館	S	900	1	1983	37	新	-	-	72	
	武道場	S	883	1	2003	17	新	-	-	93	
	特別教室棟	S	228	1	1983	37	新	-	-	77	
	給食棟	RC	162	1	1983	37	新	-	-	77	
落合中学校	普通・特別教室及び管理棟	RC	5,118	3	1991	29	新	-	-	72	
	体育館	RC	2,512	2	1993	27	新	-	-	72	
	給食棟	RC	184	1	1991	29	新	-	-	75	
豊岡中学校	普通・特別教室及び管理棟	RC	4,715	3	1989	31	新	-	-	72	
	体育館	RC	2,528	2	1989	31	新	-	-	75	
	給食棟	RC	184	1	1989	31	新	-	-	72	
大沢中学校	普通・特別教室及び管理・給食棟	RC	5,054	3	1987	33	新	-	-	75	
	体育館	RC	1,556	2	1988	32	新	-	-	75	
小林中学校	普通・特別教室及び管理・給食棟	RC	3,982	3	1991	29	新	-	-	53	
	体育館	RC	2,145	2	1993	27	新	-	-	77	

地域	学校名	建物名	建物の状況					耐震安全性			劣化状況
			構造	延床面積 (㎡)	階数	建築年度	築年数	基準	診断	補強	健全度
日光	日光小学校	普通・特別教室及び管理棟	RC	3,120	3	1981	39	旧	済	済	59
		普通・特別教室及び給食棟	RC	2,747	3	1981	39	旧	済	不要	59
		体育館	S	1,041	2	1982	38	新	-	-	75
	清滝小学校	普通・特別教室棟	RC	1,375	3	1959	61	旧	済	済	75
		体育館	S	1,033	2	1980	40	旧	済	不要	62
		特別教室及び管理棟	RC	935	2	1981	39	新	-	-	62
	中宮祠小中学校	普通・特別教室・管理及び給食棟	RC	2,354	2	1967	53	旧	済	済	55
		体育館	S	646	1	1972	48	旧	済	済	40
	小来川小中学校	普通・特別教室及び管理棟	RC	2,091	3	1974	46	旧	済	済	40
		体育館	S	744	1	1976	44	旧	済	済	45
		特別教室棟	S	528	2	1993	27	新	-	-	62
	安良沢小学校	普通・特別教室棟	RC	1,992	3	1984	36	新	-	-	72
		特別教室及び管理棟	RC	1,805	3	1984	36	新	-	-	65
		体育館	S	839	1	1984	36	新	-	-	65
	日光中学校	普通・特別教室及び管理棟	RC	3,998	3	1969	51	旧	済	済	40
		体育館	S	806	1	1970	50	旧	済	済	75
		特別教室棟	S	188	1	1979	41	旧	-	-	50
	東中学校	普通教室及び管理・給食棟	RC	4,659	3	1986	34	新	-	-	49
体育館		S	1,279	2	1995	25	新	-	-	75	
特別教室棟		RC	1,170	3	1986	34	新	-	-	65	
藤原	鬼怒川小学校	体育館	RC	1,063	1	2000	20	新	-	-	91
		普通・特別教室及び管理棟	RC	2,671	3	1963	57	旧	済	済	93
		特別教室棟	RC	810	2	1977	43	旧	済	済	92
	下原小学校	普通・特別教室棟	RC	910	2	1981	39	新	-	-	79
		普通・特別教室及び管理棟	RC	1,711	3	1971	49	旧	済	済	43
		体育館	S	559	1	1966	54	旧	済	済	40
		特別教室棟	W	174	1	2009	11	新	-	-	100
	三依小中学校	普通・特別教室及び管理棟	RC	1,231	2	1975	45	旧	済	済	40
		体育館	W	238	1	1956	64	旧	-	-	43
		特別教室棟	W	190	1	1966	54	旧	-	-	32
	藤原中学校	普通・特別教室及び管理・給食棟	RC	4,015	4	2010	10	新	-	-	100
		体育館	S	892	3	1964	56	旧	済	済	53
武道場		S	164	1	1979	41	旧	-	-	91	
栗山	栗山小中学校	普通教室及び管理棟	RC	1,559	2	2004	16	新	-	-	65
		体育館	S	1,358	2	2000	20	新	-	-	80
		特別教室及び給食棟	RC	744	2	2004	16	新	-	-	65
	湯西川小中学校	普通・特別教室及び管理・給食棟	RC	3,783	2	2006	14	新	-	-	91
足尾	足尾小学校	体育館	S	664	1	1985	35	新	-	-	62
		普通・特別教室及び管理棟	RC	3,227	2	2007	13	新	-	-	91
		体育館	RC	1,025	2	2007	13	新	-	-	100

令和元年度実施「市内小中学校建築物等定期点検及び劣化状況調査」結果から抜粋

【建物の状況】

「構造」について……「RC」は鉄筋コンクリート造、「W」は木造、「S」は鉄骨造。

「築年数」について……基準年度を2020年度(令和2年度)とし、建築年度から基準年度までに経過した年数。

【耐震安全性】

「基準」について……1981年(昭和56年)に建築基準法に定める耐震基準が強化される前の旧耐震基準により建築されたものを「旧」と、強化された後の新耐震基準により建築されたものを「新」と表示

「診断」について……旧耐震基準により建築された建物のうち、耐震診断を行ったものについては「済」と表示

「補強」について……耐震補強を行ったものについては「済」と、診断の結果、耐震性が高いため耐震化が不要とされたものについては「不要」と表示

【劣化状況】

「健全度」について……構造躯体以外の各部位・設備(屋根・屋上、外壁、内部仕上、電気設備、機械設備)の劣化状況を評価し、100点満点で算定したもの。数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

2 適正配置の基本的な考え方

適正配置とは、学校の統合や通学区域の調整などにより、学校の規模や配置を適正化する取り組みです。

教育委員会では、適正配置を推進する学校等を決定し、関係者との意見交換を行いその結果を踏まえ、小中学校の適正配置を推進します。(P10「小中学校適正配置の検討及び実施の流れ」参照)

なお、適正配置にあたり基本的な考え方については、令和3年1月に策定した「第3次日光市学校教育基本計画」の基本方針の実現、さらには、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて「日光市立小中学校あり方に関する報告書(平成27年10月)」で示された検討委員会の意見を尊重するとともに、文部科学省が作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き(平成27年1月27日)」により、次の点に考慮します。

(1) 教育的な観点

学校は、単に教科等の知識や技能を習得する場ではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けていくことが重要になります。

そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えています。

(2) 地域コミュニティの核としての性格への配慮

学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりのあり方と密接不可分であるという性格も持っています。

このため、学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒や将来の受益者である就学前の子どもたちの声を重視するため保護者の意見を踏まえた上で、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、相互理解を図ることが重要と考えています。

(3) 小中一貫教育(義務教育学校)

義務教育期間である小・中学校の9年間においては、子どもたちの人間関係づくりや教育活動の連続性あるいは一貫性を確保することも重要であり、これまで取組として進めてきた「小中一貫教育」を継続的に発展させ、教育環境の質を向上させる必要があります。

そこで、小・中学校区の整合を可能な限り図るとともに、将来に向け施設一体型の小中一貫校(義務教育学校)の整備を視野に入れた学校施設の配置が必要と考えています。

第3次日光市学校教育基本計画(抜粋)

方針1 生きる力を育む教育活動の充実

予測困難な時代においても、解決すべき課題を見出し、主体的に考え、よりよい社会と幸福な人生を切り拓くための、「生きる力」に必要な資質・能力を育成するには、各教科等における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善とともに、創意工夫を生かした特色ある教育活動の充実が求められています。

このことを踏まえ、知・徳・体のバランスのとれた資質・能力を育む指導等、児童生徒に直接関わる施策を「生きる力を育む教育活動」として一つにまとめました。

また、2次計画において小中連携・一貫教育の施策として推進してきた英語教育は、国際観光文化都市として積み重ねてきた本市の教育の特色であるとの認識から、引き続き充実に努めることとします。

方針2 地域・家庭・関係機関とのつながりを強めた教育環境の充実

目標とする児童生徒を育成するためには、学校や教職員を含め児童生徒を取り巻く人的物的環境を充実させる必要があります。特別な支援を必要とする児童生徒、不登校の児童生徒に対して学びの機会を確保することや、そのための支援機能の充実を図るとともに、教職員の資質・能力の向上、指導体制の整備は必要不可欠です。

また、校舎等の物理的な環境整備や学校の適正規模・適正配置等ハード・ソフト両面での整備の充実を図ります。さらに、地域・家庭・関係機関のつながりを強化し、連携・協働する体制を構築することを基本にして社会・地域全体で学びを支援する取組や地域とともにある学校づくりを進め、児童生徒がよりよく学ぶ環境を整えます。

方針3 小中一貫教育を基盤とした教育活動の充実

これまでの取組を継続発展させるには、小・中学校が義務教育9年間を見通した上で育成すべき資質・能力を明確にし、協働して教育活動に取り組むことが期待されています。各学校の実情に応じて特色ある教育活動を展開するための基本的な考え方として、9年間を通して育てたい児童生徒の姿を小・中学校が共有し、連続性のある教育課程を実施することで、教育効果が高まるとともに、地域に根ざした教育が期待できることから、小中一貫教育を、日光市の学校教育すべての基盤として位置付けます。

3 適正配置検討基準

文部科学省が定める学校教育法施行規則では、学校規模の標準は小中学校とも12学級以上18学級以下とされています。

当市は、市町村合併により市域が広く、全ての学校にこの国の基準を当てはめ、適正配置を進めた場合、適正規模化による教育効果に比べ児童生徒の通学の負担など、デメリットが大きくなることも考えられます。

このため、教育委員会では、適正配置の検討基準を次のとおりとし、総合的に判断し対象校を選定します。

(1) 学習環境

教育的な観点から、主に過小規模校の解消や発生を未然に防ぎ一定の学校規模を確保するため、小中学校とも次の基準に該当することが見込まれる段階で、適正配置の対象校としての適否について検討を進めます。

また、地域から統廃合の要望があった場合も、適正配置の対象校としての適否について検討を進めます。

検 討 基 準		対 応
ア	全学年で単学級となることが見込まれる場合(小規模校)	学校統廃合等の必要性や時期について検討を開始し、将来の児童・生徒数の動向等を注視していく。
イ	複式学級(※)の編成が見込まれる場合(過小規模校)	学校統廃合等の適否について検討を開始する。

○ア・イのいずれも、すでに基準に該当している場合を含む。
○見込まれる場合とは、未就学児の状況を踏まえ、将来継続的に見込まれる場合。

(※)複式学級:複数の学年を1つにした学級のこと。

- ・小学校の場合、2つ以上の学年を合わせても16人以下(ただし、1年生を含むときは8人以下)となる場合に複式学級を編成する。
- ・中学校の場合、2つ以上の学年を合わせても8人以下(ただし、栃木県では複式学級は編成しない方針)

(2) 通学環境

文部科学省が作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き(平成27年1月27日)」では、徒歩や自転車による通学距離の基準を小学校でおおむね4km以内、中学校で6km以内、交通機関を利用する場合は通学時間でおおむね1時間以内と示されています。

これらを通学条件の一応の目安として、適正配置の対象校としての適否について検討を進めます。

なお、遠距離地域への通学方法については、公共交通機関の利用を基本に、児童生徒の負担面(学年による体力の違い)や安全面などに配慮し、スクールバスの運行や分校の設置も視野に入れ検討します。

4 適正配置推進方策

学校は児童生徒の教育のために設置した施設であり、適正配置に向けては児童生徒の教育条件の改善の視点を中心にとらえる必要があります。

そこで、教育委員会では、適正配置の推進方策を次により検討し、学校教育の直接の受益者である児童生徒や将来受益者となる就学前の子どもの声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織等にその必要性を十分に説明し意見を求めます。

(1) 学校の統合

学校の統合にあたっては、次のア及びイを原則とし検討します。

ア) 新たな学校としての設置

学校の規模(学級数や児童生徒数)や創立時からの経過年数等に関わらず、対等な関係の統合とし、新たな学校として設置。(名称、校章、校歌などの検討も含む)

イ) 設置場所

新たな学校は、校地面積、建築年数、施設の状況や教室数、位置、周辺環境、児童生徒の通学距離などを勘案し、既存の学校を使用。

(2) 通学区域の見直し

適正配置対象となる学校に適正規模以上の学校が隣接する場合、その学校の通学区域の一部を適正配置の対象となる学校の通学区域へ見直しを図る等の方法も検討します。

(3) 学校の分割

適正配置の対象となる学校が複数隣接する場合は、そのうち1校を分割して他の学校に統合する等の方法も検討します。(分離統合)

(4) 分校の設置

適正配置等により遠距離地域への通学となる場合は、児童生徒の負担面(学年による体力の違い)に考慮するとともに、対象となる地域の実情などを踏まえ、分校を設置するなどの対応を検討します。

5 別途必要となる検討事項

適正配置に向けては、次の事項についても検討を進めていきます。

- 通学区域の見直し
- 指定校変更の見直し
- 通学補助の見直し
- スクールバス運行の見直し

<P6 参照資料>

小中学校の適正配置の検討及び実施の流れ

適正配置を進める学校及び手法について、
教育委員会協議会において事前協議を実施

(1)教育委員会会議
(12月～3月)

- 次年度から適正配置を進めていく学校及び手法を決定
- ・意見交換会に必ず参加していただきたい方の選任開始(未就学児・児童生徒の保護者、自治会、学校協力者等を想定)



(意見交換会の進め方)

第1回意見交換会は説明会的なものとして、誰でも参加できるものとする。その上で、2回目以降で意見交換を実施するメンバーについて協議を実施する。

(2)意見交換会
(5月～
3回～4回程度)

- 地元関係者等との適正配置(案)に対する意見交換
- ・市教委は、適正配置の必要性を説明し、地元等の意見を求める。



(3)教育委員会会議

- 教育委員会会議に議案として上程
⇒議決により、適正配置決定



(4)統合準備期間
(約1年)

- 適正配置に向けた準備期間
- ・新たな学校の開設に向けた校務調整等(校名、校歌、校章の新設及び校舎等の整備等)
- ・交流授業等の実施
- ・閉校記念事業の実施(閉校式、記念誌、記念碑)



(5)適正配置(新たな学校・統廃合等)